



新時代へ
躍り出そう

Sustainable  Land
TOKUSHIMA

第2回検討会及びパブリックコメントにおける 意見と対応について

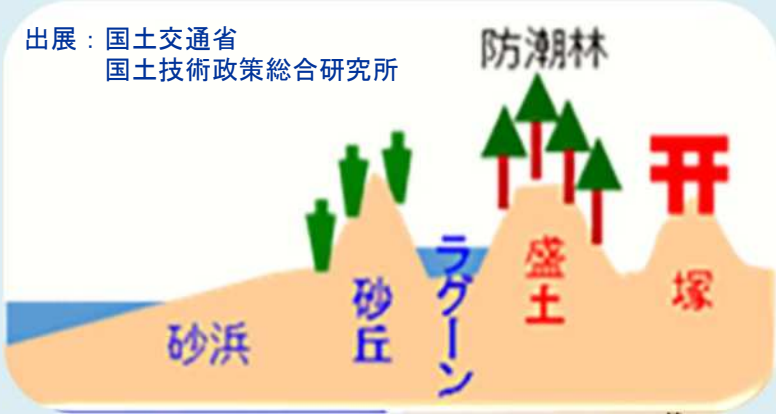
令和8年8月28日
徳島県 河川整備課

1. 第2回検討会における意見と対応

1. 第2回検討会における意見と対応

項目	意見	対応	備考
わかりやすい案内板について	地域住民だけでなく、土地に不慣れな観光客や外国人、小さな子どもなど、多様な利用者が避難情報等を直感的に理解できるよう、多言語表記や「やさしい日本語」を用いた案内板の整備とするのはどうか。 	▶高齢者や障がい者に加え、土地に不慣れな観光客や外国人も含めた多様な利用者を対象に、施設の利用面やアクセス面、さらに、災害時の対応に応じた情報サインが重要と考えている。 ＜本文追記案＞(赤字) ▶「自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、多様な利用者が避難情報等を直感的に理解できるよう、多言語表記や「やさしい日本語」を用いて、わかりやすいアクセス道路のルートや避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。」	讃岐阿波 p.22 紀伊水道西 p.23 海部灘 p.23

1. 第2回検討会における意見と対応

項目	意見	対応	備考
グリーンインフラ、緑の防潮堤について	砂浜の中には、自然のプロセスによって砂が10m程度の高さに盛り上がり、それ自体が堤防と同等の防護機能を果たすケースがある。 50年後、100年後を見据えた際、単にコンクリートの堤防を作るのではなく、砂が溜まったり抜けたりする「自然の動き」を許容し、それを中長期的なシミュレーション等で評価した上で、背後の松林などの「緑の防潮堤」と一体的に防護施設として位置づける「自然のプロセスを生かしたインフラのあり方」を検討してはどうか。 出展：国土交通省 国土技術政策総合研究所 	▶現時点では、全国的に砂浜や砂丘を防護施設として評価して管理している例はないが、自然の力を利用・共存する形をとることで、結果的に防災的なインフラとしても、生態系や生物多様性を守る「緑のインフラ」としても機能するような研究やモニタリングなど最新の知見の情報収集などに努め、関係機関や団体と連携し、その取組が途切れることなく次の世代に引き継がれるよう、長期的な視点で検討して参ります。	讃岐阿波 p.39 紀伊水道西 p.42 海部灘 p.39

1. 第2回検討会における意見と対応

項目	意見	対応	備考
漁業振興について	計画全般において、地域の重要な産業である「漁業振興」に悪影響や問題が出ないような配慮をしてほしい。 	▶海岸保全施設の整備において、漁船の安全な航行や、漁港施設へのアクセスなど、日常の漁業活動に配慮するよう努めて参ります。	讃岐阿波 p.24 紀伊水道西 p.25-26 海部灘 p.13,23

2. パブリックコメントにおける意見と対応

2. パブリックコメントの募集について

- 徳島県海岸保全基本計画（改定素案）をHPや各県土整備事務所等で公開し、パブリックコメントを募集
- 募集期間：令和8年7月6日～8月6日
- 提出意見：5名から5件

徳島県ホームページ

パブリックコメント



あなたの意見をお聞かせください。：オープンとくしま・パブリックコメント

「徳島県海岸保全基本計画（改定素案）」について県民の皆さんのご意見を募集します。

2026年7月6日

番号

4

計画等の名称

「徳島県海岸保全基本計画（改定素案）」

意見募集の趣旨

徳島県では、本県沿岸域における中期的な海岸の保全に関する具体的な計画である「徳島県海岸保全基本計画」を定めており、現在その計画の改定を進めているところです。

このたび、徳島県として計画の「改定素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。

ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

計画等の担当部署

徳島県県土整備部
河川整備課
整備担当
TEL 088-621-2574

意見募集の期間

令和8年7月6日（月）～令和8年8月6日（木）（必着）

募集要項



「徳島県海岸保全基本計画（改定素案）」について
県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、本県沿岸域における中期的な海岸の保全に関する具体的な計画である「徳島県海岸保全基本計画」を定めており、現在その計画の改定を進めているところです。

このたび、徳島県として計画の「改定素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和8年7月6日（月）～ 令和8年8月6日（木）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合はご意見提出フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）



①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 県土整備部 河川整備課 整備担当

電話：088-621-2574 FAX：088-621-2870

メールアドレス：kasenseibika@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広聴担当

電話：088-621-2095 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

2. パブリックコメントにおける意見と対応

項目	意見	対応	備考
津波からの避難について	南海トラフ地震の津波対策として「避難時間45分の確保」とありますが、堤防を高くするだけで全員が安全に避難できるのでしょうか？ 逃げ遅れた場合の対策はどうなっていますか？	▶これまでの津波対策は、避難時間35分（避難開始までの準備時間20分＋移動時間15分）を確保することを整備目標としていましたが、今回の計画改定では、「誰でも逃げることのできる整備」を目指し、要配慮者の移動速度を考慮して移動時間を「20分」に見直すとともに、新たに津波避難タワー等の上層階へ上がるための「昇降時間5分」を追加いたしました。これにより、従来よりも10分長く避難時間が確保できるようになります。 今後は、新たな計画に基づく施設整備にしっかりと取り組んで参ります。	讃岐阿波 p.25 紀伊水道西 p.27 海部灘 p.25

2. パブリックコメントにおける意見と対応

項目	意見	対応	備考
海岸利用について	サーフィンなどで海岸をよく利用しますが、防災対策が進むことで海に近づけなくなったり、駐車場などの施設がなくなったりしないのか。	▶ 海岸の保全に当たっては、「災害からの防護」だけでなく「公衆の海岸の適正な利用」も重要な柱と位置付けております。 本計画におきましても、民間事業者や市町と連携してニーズの聞き取り等を行い、地域特性に合わせた海岸利用の増進に資する施設の整備に努めることとしております。今後の防災対策の実施に当たりましても、こうした方針に基づき、利用者の皆様が引き続き海に親しむことができる海岸づくりに努めて参ります。	讃岐阿波 p.22 紀伊水道西 p.序7,23 海部灘 p.序8,23

2. パブリックコメントにおける意見と対応

項目	意見	対応	備考
景観や環境について	堤防を高くする工事によって、海が見えなくなったり、ウミガメの産卵地の砂浜や、サンゴといった自然環境が壊されてしまわないか心配です。	▶ 堤防高さが不足する海岸におきましては、現状よりも堤防を嵩上げする必要があることから、海への視界が遮られるなど、景観への影響が生じることは避けられない課題であると認識しております。そのため、県民の皆様の命を守るための防災機能を確保しつつも、こうした景観への影響を可能な限り軽減していくことが重要と考えております。 加えて、海岸保全施設の整備に当たりましては、防災面だけではなく「海岸環境の整備と保全」への配慮も求められており、海岸周辺の生態系の保全を本計画の基本方針の一つと位置付けております。現地での整備を実施する際には、地域の特性を踏まえた施設の配置や工法を検討するなど、豊かな自然環境の保全とともに、景観への十分な配慮のもとで整備に取り組んで参ります。	讃岐阿波 p.24 紀伊水道西 p.25-26 海部灘 p.22

2. パブリックコメントにおける意見と対応

項目	意見	対応	備考
表記方法について	計画の中に「高潮・波浪に対する防護水準・整備水準」という表がありますが、数字が並んでいるだけで、自分の住んでいる町の海岸がどの基準に当てはまるのかわかりません。文字の表だけでなく、地図と照らし合わせて見てわかるように工夫してほしい。	▶ご指摘のとおり、現在の改定素案では区域ごとの数値での表記となっており、地域にお住まいの皆様にとって「ご自身の地域の海岸がどの基準か」が分かりづらい表記となっておりますので、以下のとおり修正いたします。 ・地図の追加：地域海岸ごとの区間に分けた、海岸線の地図を追加します。 ・表の修正：地域海岸ごとの数値が分かるように、表を修正します。	讃岐阿波 p.15 紀伊水道西 p.16 海部灘 p.16

2. パブリックコメントにおける意見と対応

修正前

<高潮・波浪に対する防護水準・整備水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		
		計画高潮位	整備水準	防護水準
No. 22-1 ～No. 22-3 No. 23 ～No. 25	鳴門市	T. P. + 2.63 ～ 2.87 m	T. P. + 4.01 ～ 5.47 m	T. P. + 4.40 ～ 5.91 m
No. 22-4 No. 26 ～No. 30	鳴門市 松茂町 徳島市 小松島市	T. P. + 2.59 ～ 2.87 m	T. P. + 4.14 ～ 5.73 m	T. P. + 4.40 ～ 6.17 m
No. 31 ～No. 53	阿南市	T. P. + 1.87 ～ 3.06 m	T. P. + 2.96 ～ 7.63 m	T. P. + 3.14 ～ 8.38 m

修正後

<高潮・波浪に対する防護水準・整備水準>



単位: T.P. (m)

地域海岸名	現況堤防高	計画高潮位 (2050年)	整備水準 (2050年)	計画高潮位 (2100年)	防護水準 (2100年)
1 讃岐阿波	1.8～6.8	2.6～2.8	4.3～4.6	3.0～3.2	4.8～5.0
2 瀬戸	1.1～5.4	2.6～2.8	3.9～4.1	3.0	4.4
3 ウチノ海	1.4～3.8	1.6～2.6	1.8～2.9	1.7～3.1	1.9～3.3
4 讃岐	1.6～5.0	2.6～2.8	4.0～4.1	3.0	4.4
5 鳴門	3.5～6.7	2.6～2.9	5.2～5.7	2.6～3.3	5.2～6.2
6 松茂	4.0～11.0	2.7～2.8	5.5～5.7	3.10	6.0
7 徳島	3.3～6.5	2.6～2.8	4.6～5.6	3.00	5.0～5.9
8 小松島	2.2～5.6	2.6	4.3	2.90	4.6
9 今津坂野	2.0～7.9	2.0～2.7	6.4～7.1	2.7～2.9	7.1～7.3
10 阿南	4.1～7.7	2.6～2.7	5.7～5.8	2.90	6.0
11 桃	1.9～4.9	2.5～2.6	3.0～5.7	2.6	3.1～5.7
12 徳	1.8～3.9	2.5～2.6	3.0～3.1	2.6	3.1
13 徳泊	1.8～7.8	2.4～2.6	3.0～3.1	2.6	3.2
14 伊島	6.1～7.1	1.9～3.1	6.4～7.6	2.6～3.8	7.2～8.4
15 由岐北	1.8～8.7	2.9～3.1	7.3～7.5	3.2～3.6	7.7～8.0
16 由岐	2.5～8.1	2.9～3.0	7.3～7.4	3.1～3.3	7.5～7.7
17 日和佐	1.8～7.5	2.9～3.0	7.1～7.2	3.1～3.4	7.3～7.6
18 千羽灘	4.7～9.5	2.9～3.0	7.0～7.2	3.2～3.6	7.3～7.7
19 牟岐	2.0～9.5	2.8～3.0	6.9～7.1	2.9～3.3	7.0～7.5
20 出羽島	7.2～8.5	2.8	6.4	2.8	6.4
21 浅川	3.0～8.4	2.9	3.0	3.2	3.3
22 大里新瀬	1.7～10.0	2.8～3.1	9.8～10.1	2.8～3.5	9.8～10.5
23 那佐	1.2～8.0	2.77	9.8	2.8	9.8
24 犬塚	1.6～8.5	2.8～2.9	7.8～7.9	2.8～3.3	7.8～8.2
25 竹ヶ島	3.5～9.0	2.8～2.9	3.3～7.9	2.9～3.1	3.4～8.1

※施設の整備高さは、詳細な検討後に変わる場合がある。

出典:「気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会とりまとめ(令和7年3月)」
を加工

2. パブリックコメントにおける意見と対応

項目	意見	対応	備考
表記方法について	計画書の文章の中で、「避難場所」と「避難所」の用語が混同されて使われている箇所がある。意味が違うので、正しく使い分けるべきだと思います。	▶ご指摘のとおり、これら二つの用語は災害対策基本法上、明確に区分されております。 ・避難場所： 津波や高潮などの災害の危険から命を守るために、直ちに逃げ込む場所 (津波避難タワーなど) ・避難所： 災害の危険が去った後に、自宅へ戻れない方が「一定期間避難生活を送る場所」 (公民館など) 上記を踏まえ、適切な表記となるよう修正いたします。	讃岐阿波 p.25 紀伊水道西 p.27 海部灘 p.25